

激甚化・頻発化する災害への対策について

【担当省庁】内閣府、文部科学省、国土交通省

令和6年能登半島地震（以下、「本震災」）等、激甚化・頻発化する災害への対策を進めるため、以下の施策を講じていただきたい。

〔総合交付金の創設〕

- 災害から国民の生命・身体を守るためには、地方公共団体が地域の実情に応じて、きめ細かに防災・減災対策を推進していく必要があるため、柔軟に対応可能な総合交付金を創設いただきたい。

〔被災者生活再建支援制度の拡大〕

- 被災者生活再建支援について、全ての被災者が被災程度に応じて平等に支援を受けられるよう全ての被災区域を支援の対象とするとともに、支給対象となる被害を床下浸水及び床上浸水まで拡充するなど更なる充実をお願いしたい。

〔災害救助法における救助範囲の拡大〕

- 被災自治体における罹災証明書等の発行事務支援や、避難所として提供する公営住宅等におけるエアコン設置費用等について、災害救助法に基づく支援対象としていただきたい。

〔地震・津波対策について〕

- 日本海における断層モデル調査について、既存の断層モデルに係る調査・研究の見直しを速やかに進めるとともに、新たな断層モデルに係るより詳細な調査結果を速やかに提供いただきたい。
- 地震・津波による被害を防止・軽減するため、現在府内に1か所のみ設置の津波観測計を新たに丹後半島に設置するなど、さらなる津波観測態勢を構築いただきたい。

〔文化財の保護について〕

- 文化財の被災状況の把握・保護を早急に実施するため、都道府県・市町村間や所有者等が文化財の所在地等の情報を共有するための情報システムの構築を検討しており、文化財の事前防災対策に対する支援制度の創設をお願いしたい。
- 災害復旧事業としての文化財修理等に係る補助率のうち激甚災害時については、加算率および上限率の引き上げをお願いしたい。

京 都 府 の担当課	危機管理部 危機管理総務課 (075-414-4466) 災害対策課(075-414-4472、4475) 教育委員会 文化財保護課 (075-414-5896)
---------------	---

【現状・課題等】

- 本震災では、道路の寸断による孤立や、避難生活の長期化など、地域特有の課題が浮き彫りになった。備蓄倉庫の賃借なども含めた備蓄の見直しや、長期化する支援活動に対する補助など、多様なニーズに柔軟に対応することが必要。
- 被災者再建支援制度の適用が市町村毎となるため、同一災害の被災者であっても、市町村毎の被災状況によって救済適用の適否が異なるため、救済対象地域の基準緩和が必要。
- 罹災証明書発行業務及び家屋被害認定調査は、被災・応援自治体が負担しているが、被災住宅の応急修理等には必要不可欠。また地球温暖化が進み、エアコンはもはや「生活必需品」と言え、同法による支援適用範囲拡大が必要。
- 国が実施した日本海の断層モデル調査は令和2年度で終了したが、正確な浸水想定と被害想定には、本震災の被害等、最新の知見を踏まえたモデルが必要。
- 本震災により府内で津波を観測した一方、府内には津波観測計が舞鶴に1か所しかなく、丹後半島の到達状況が観測できないため、態勢が十分と言えない。
- 本震災では、被災自治体において、文化財の所在場所や被災状況が把握できず、迅速な支援の実施に課題が生じたため、文化財情報の一元管理が必要。
- 災害復旧事業として行われる文化財修理等に係る補助率は、要項に基づき算出した補助率に20%を加算した率とされているが、上限が85%とされ、激甚災害時は費用負担の困難な所有者がおられるという課題が生じるため、補助率の引上げが必要。

【国の事業等】

■ 被災者生活再建支援制度

自然災害により著しい被害を受けた者に対し、都道府県が拠出した基金から支援金を支給し、生活再建を支援するもの。

■ 重要文化財等防災施設整備事業 23.14 億円